

令和6年2月20日

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積り依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	感染性廃棄物処理	陸上自衛隊 千僧駐屯地	6.4.1～ 7.3.31	6.2.20	6.3.1	6.3.1 10時00分	防衛省競争参加資格C、Dを保有するもの、もしくは保有しないもの 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有しない者であっても、少額随契と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者であれば参加可	

（仕様書に示す履行期限は、マニフェスト（E票）の提出期限を示す。）

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒664-0014 住所 兵庫県伊丹市広畑1-1

契約機関名（担当） 第352会計隊（担当：浅田） 電話番号：072-781-0021（内線3346） F A X : 072-779-6700

仕様書等に関する事項（担当：大西 内線3332）

調達要求番号：4RL81CS0001

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
感染性廃棄物処理	SH-U000002		
	防衛大臣承認		
	作成	平成27年	1月20日
	変更	平成	年 月 日
	作成部隊等名	千僧駐屯地業務隊衛生科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、千僧駐屯地において実施する廃棄物処理（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	特別管理産廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック	
	繊維くず	
	ゴムくず	
	木くず	
	金属くず	
	紙くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず	
	陶磁器くず	
	工作物の新築改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	

表1-種類（続き）

産業廃棄物の種類		性状・具体例等
特別管理産業廃棄物	廃油	廃油のうち、揮発油類，灯油類，軽油類
	廃酸	廃酸のうち，pH 2.0 以下のもの
	廃アルカリ	廃アルカリのうち，pH 12.5 以上のもの
	感染性産業廃棄物	病院，診療所などにおいて生じた感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物）であって汚泥，廃油，廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，などであるもの。
特定有害産業廃棄物	廃油	廃油のうち，トリクロロエチレンなど法に示す有害物質の基準を超えて含むもの。
	汚泥，廃酸，廃アルカリ	汚泥，廃酸，廃アルカリのうち，水銀・カドミウム・鉛又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアトン・トリクロロエチレン等の基準値を超えて含むもの。
	廃ポリ塩化ビニフェル等	廃ポリ塩化ビニフェル及びポリ塩化ビニフェルを含む廃油
	ポリ塩化ビニフェル汚染物	産業廃棄物のうち，ポリ塩化ビニフェルが塗布，付着，染み込み又は封入されたもの。
注記 細部については調達要領指定書によって指示するものとする。		

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

対象産業廃棄物，数量，期間，場所などの一般的要求事項は，調達要領指定書によって指定する。

2.2 処理の区分

処理の区分は，“運搬及び処分”とする。

2.3 処理基準

処理基準は，次によるほか，契約の相手方は，廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）及び関係法令を遵守し，厳正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は，法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は，法第12条の定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下，“管理票”という。）の処置は，法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか，契約の相手方は本役務終了後，検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，管理票（B2・D・E票）とし，産業廃棄物の段階ごとの処理終了後，速やかに契約担当官等へ提出するものとする。

4.2 使用機材・機器・消耗品

役務に必要な機材，機器及び消耗品は，調達要領指定書によって指定するものを除き，契約の相手方が準備するものとする。

4.3 安全管理

契約の相手方は，安全管理に注意するとともに，必要な場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4RL81CS0001
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年 2月 2日
	作 成 部 課	千僧駐屯地業務隊衛生科
	作 成 年 月 日	令和6年 2月 2日
品 名	感染性廃棄物処理	
仕 様 書 番 号	SH-U000002	

指定事項：次のとおりとする。

1 対象産業廃棄物・数量

(単位：L)

感染性廃棄物（注射針等）	予定数量 800/年
--------------	------------

2 実施場所

兵庫県伊丹市広畑1-1 陸上自衛隊千僧駐屯地医務室

3 実施期間

令和6年4月1日（月） ～ 令和7年3月31日（月）

4 提出書類

- (1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（契約後速やかに）
- (2) 特別管理産業廃棄物処分業許可証（契約後速やかに）
- (3) マニフェスト（A票、B2票、D票、E票）（処分完了後速やかに）
- (4) その他、官側が指示するもの

5 検 査

本役務は、マニフェスト（A票、B2票、D票、E票）の提出をもって検査、完了とする。

6 その他

- (1) 請負業者は契約開始時に、官側に専用容器（20L基準）を15個搬入するものとする。
- (2) 請負業者は専用容器（20L基準）用のスタンドを官側に3個貸与し、契約終了時に返却を受けるものとする。

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額 ¥ 単価

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	予定数量	単 価	金 額	備 考
感染性廃棄物処理	仕様書のとおり	LI	800		/	
	以下余白					
納入(履行)場所		陸上自衛隊千僧駐屯地		納期 (履行期限)		6.4.1~7.3.31
契約保証金	(免除)		入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6年 3月 1日

分任契約担当官
陸上自衛隊千僧駐屯地
第352会計隊長 岩村 俊男 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

